

森林を守り育て、
未来につなぐ

ふくしま 緑の森づくり公社の あらまし

FUKUSHIMA
MIDORINO MORIZUKURIKOSHA
PUBLIC INTEREST INC.ASSOC.



公益社団法人
ふくしま緑の森づくり公社

本社

〒960-8043 福島市中町8番2号（福島県自治会館5階）
TEL 024-523-4667 FAX 024-522-2517
E-mail fukurin@kbf.biglobe.ne.jp

会津事業所

〒969-6403 大沼郡会津美里町鶴野辺字広町740番地
（会津美里町新鶴庁舎3階）
TEL 0242-79-1020 FAX 0242-79-1022
E-mail fukurin_aizu@kuc.biglobe.ne.jp



ふくしま緑の森づくり公社 ホームページ

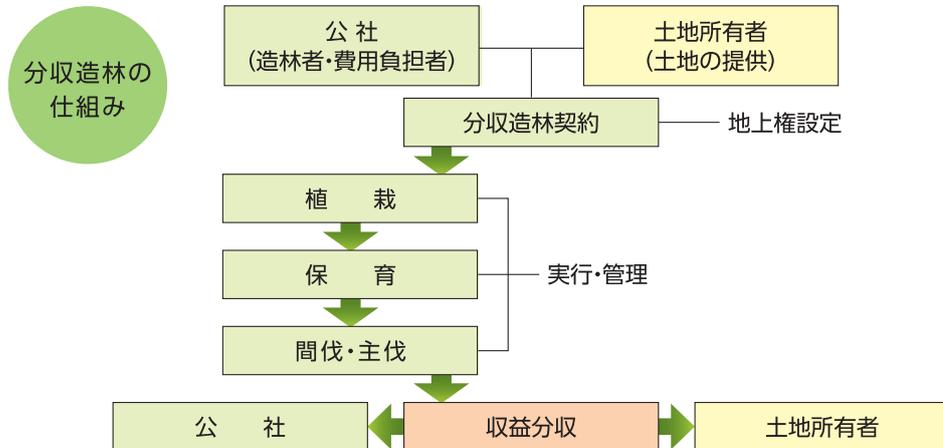
【内容】 公社の概要 契約者の方へ
業務のご案内 公社だより
など

URL <http://www.fuku-rin.jp/>

ふくしま緑の森づくり公社の概要

1 目的

福島県内において造林、育林等森林の整備を促進するための事業、その他森林、林業に関する事業を行うことにより、森林資源の培養、森林の有する公益的機能の増進及び自然環境・地球環境の保全を図り、もって県土の保全と農山村の振興及び住民の福祉の向上に寄与しています。(造林、育林は、分収方式により実施)



2 沿革

- 昭和42年 4月 1日 民法第34条の規定に基づく公益法人(社団)として設立
- 昭和60年 7月19日 分収林特別措置法第9条の規定に基づく森林整備法人の認可
- 平成12年 3月 末日 造林面積が15,000haを超えました
- 平成26年 4月 1日 「公益社団法人」へ移行し、「公益社団法人ふくしま緑の森づくり公社」へ名称変更

3 社員

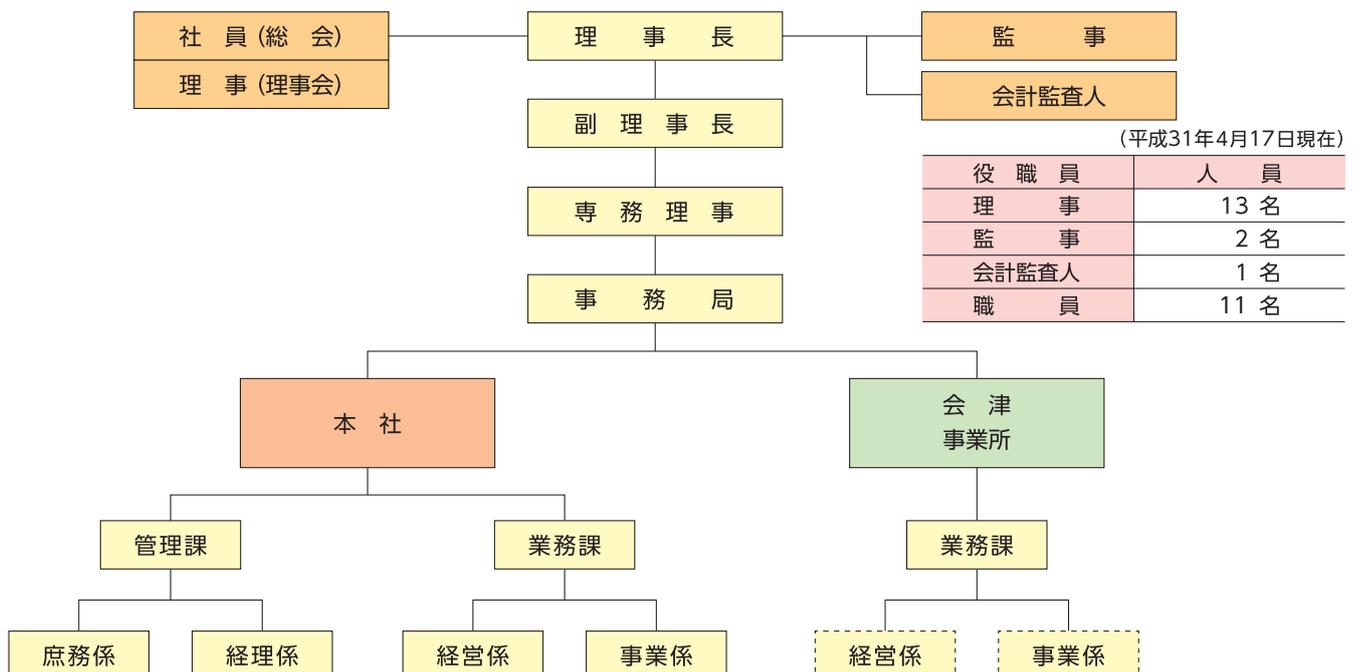
(平成31年4月1日現在)

福島県	市町村 ^{※1}	林業関係団体 ^{※2}	計
1	31	3	35

※1) 内訳は4ページ地図のとおり

※2) 福島県森林組合連合会・福島県木材協同組合連合会・福島県農林種苗農業協同組合

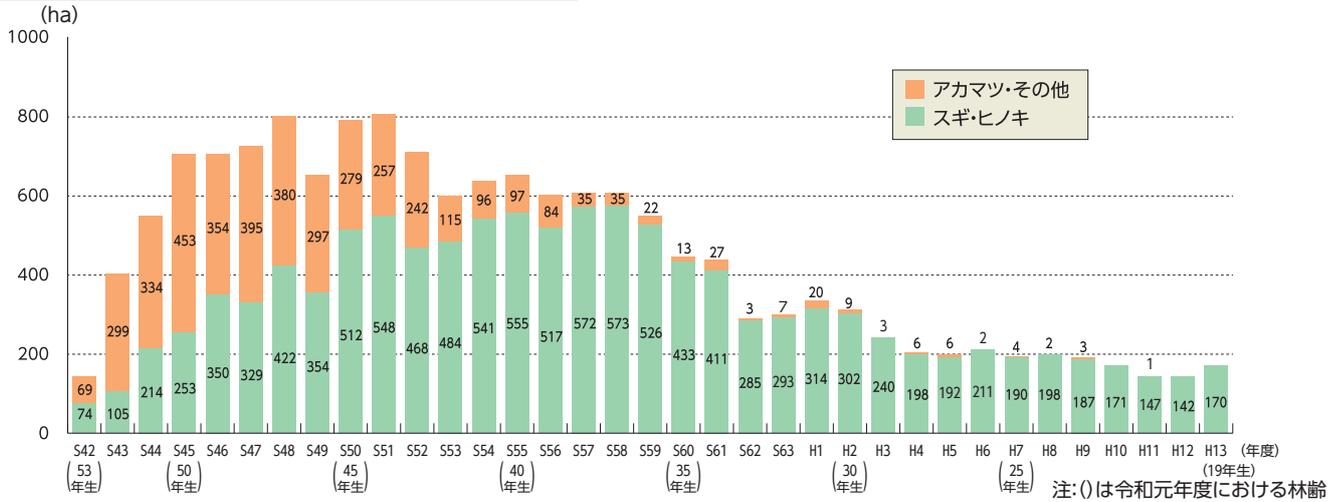
ふくしま緑の森づくり公社の組織体制



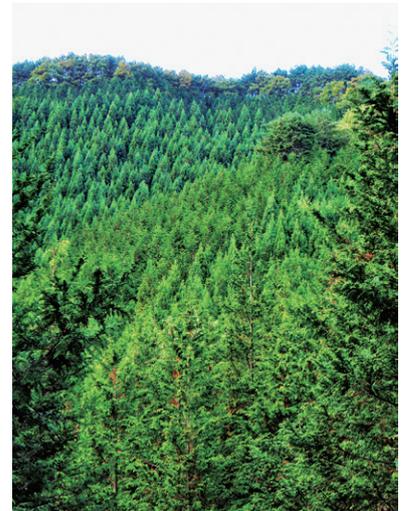
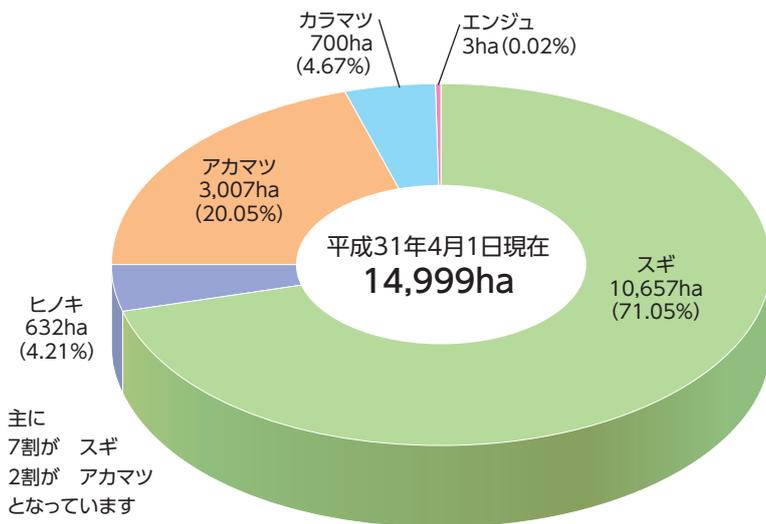
ふくしま緑の森づくり公社の事業実績

昭和42年度から平成13年度までにスギ、アカマツを中心に15,429haを造林しました。

公社造林面積の推移



樹種別管理面積



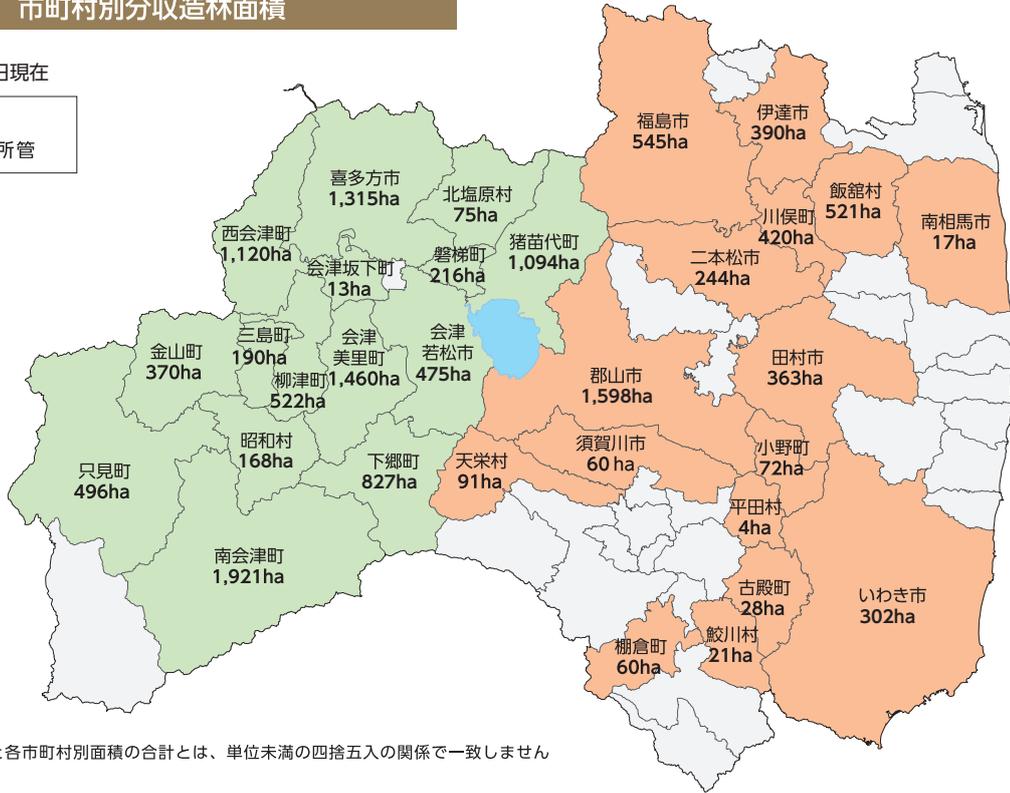
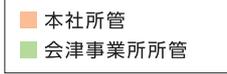
福島市公社造林地(スギ・ヒノキ)

齢級別管理面積



市町村別分収造林面積

平成31年4月1日現在



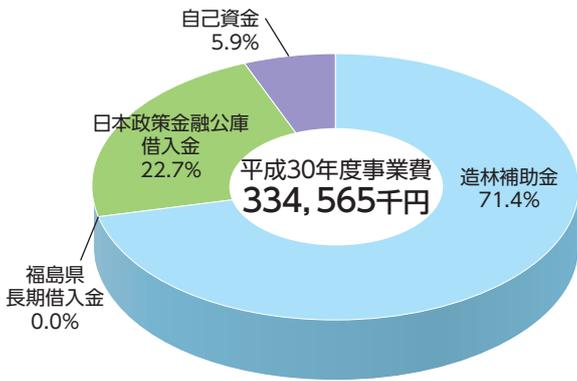
※現有管理面積と各市町村別面積の合計とは、単位未満の四捨五入の関係で一致しません

ふくしま緑の森づくり公社の現状と経営改善の取組

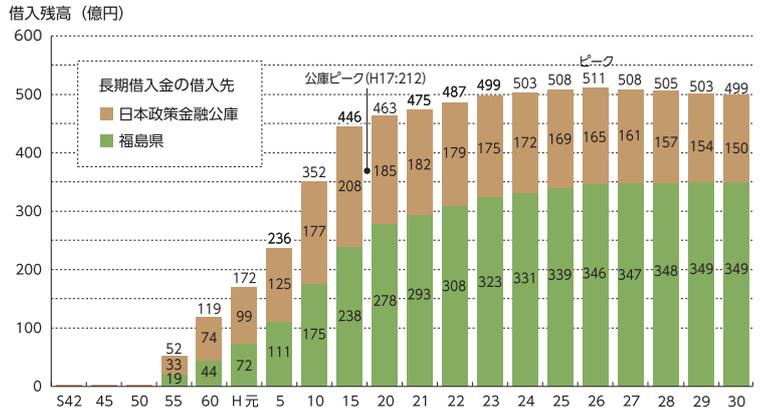
現状

公社は、山村地域を中心に多目的機能を発揮する森林整備を進めてきましたが、整備に要する資金の大半を補助金及び借入金により進めております(図1)。平成30年度末の長期借入金残高は499億円となっています(図2)。一方、スギの立木価格は持ち直しつつあるもののピーク時の1/7に低迷する(図3)など厳しい経営環境に置かれていることから、間伐材の積極的な販売(図4)や、土地所有者の協力と国、県等の支援を受け経営改善に取り組んでいます。

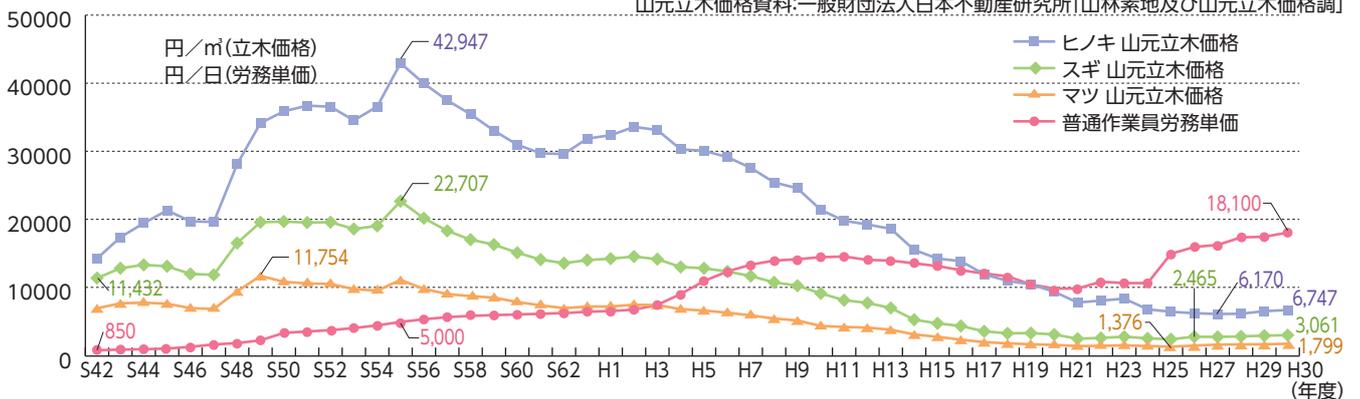
分収林造成事業費の資金調達(平成30年度)(図1)



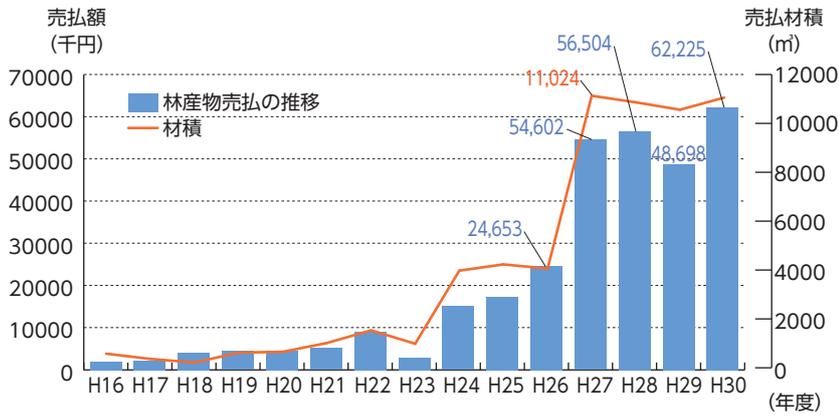
長期借入金残高の推移(図2)



山元立木価格(全国平均)・県普通作業員労務単価の推移(図3)



林産物売払の推移(図4)



スケールメリットを活かしたサテライト市の開設支援
(会津美里町サテライト市)

経営改善計画書(第2次緑の森づくり新生プラン)

重点的に取り組む事項

(計画期間 R1~R5年度)

○森林の公益的機能の持続的発揮

- ・補助事業の活用による効率的な森林整備、率先した森林再生への取組
- ・長伐期・非皆伐施業の実践による公益的機能の発揮

○木材の生産、販売対策

< 効率的な森林整備 >

- ・補助事業を活用し、低コスト化に向けた効果的な路網を整備
- ・有利な取引条件の確保、計画的な生産管理、大口需要先の取り込み等販路の拡大、未利用材の活用などスケールメリットを生かした販売対策を実施

○公社運営の改善(コスト削減)

- ・契約者への丁寧な説明、信頼関係の構築により分収割合の見直しを推進
- ・経営改善積立資産を活用し、公庫借入金の繰上償還による利子負担を軽減、不成績林の解消
- ・事業資金の確保、借入金の抑制のため県、国、市町村等の協力、支援を要請

< 市町村との連携による新たな森林管理システムへの挑戦 >

- ・公社造林地と一体的に管理すべき人工林の管理・施業の受託、技術支援等

- ・林業専用道との調整による低コスト化に向けた効果的な路網の整備
- ・一体的な人工林管理によるスケールメリットを生かした有利な販売対策
- ・未利用材のバイオマス活用

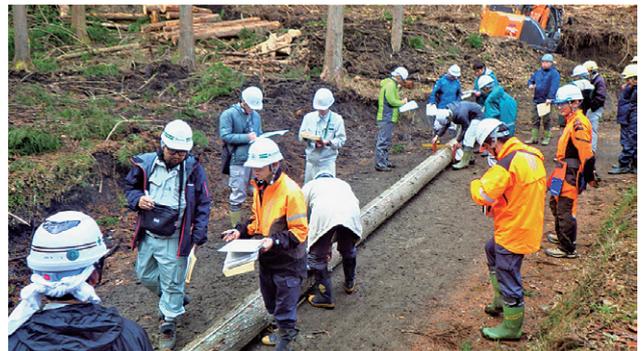
- ・新たな森林管理システムの実施による受託収入の確保

< ICT技術、新たな施業技術の活用 >

- ・航空レーザー計測データなどICT技術の活用により資源情報の精度向上を図り、安定的な材の供給体制を整備し有利な販売につなげる
- ・列状間伐など新たな施業技術の導入による作業効率の改善
- ・技術研修会の開催



高性能林業機械を活用した効率的な森林整備(福島市公社造林地)



販売に有利な採材方法の現地検討会(伊達市公社造林地)



長伐期・非皆伐施業の推進



公社では長伐期非皆伐による針広混交林化施業を推進しています。植栽木を上層木とし、下層木は天然更新による多段林を造成するもので、針広混交林の状態に分収造林契約を終了します。土地所有者の方々に皆伐による再造林の必要がなくなります。

〈スギの場合〉

30年頃

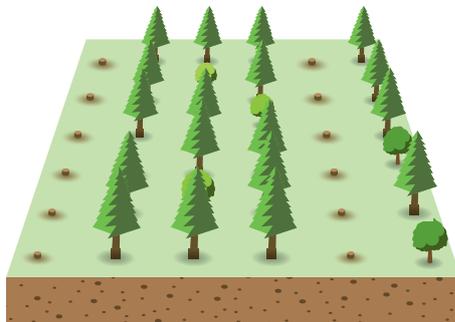
【定性間伐】



契約期間80年、収益分収割合
公社8:土地所有者2の契約地
における基本的な施業の考え方
です。森林の状況により対応は
異なります。

45年頃

素材生産
【列状間伐】



60年頃

素材生産
【列状間伐】



70年頃

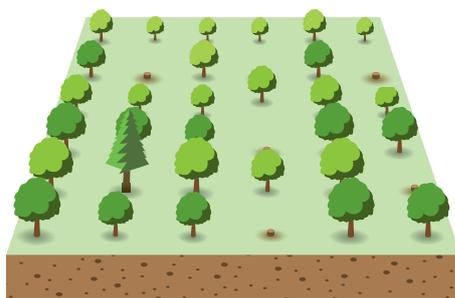
素材生産
【列状更新伐※】



※更新伐
スギなど針葉樹の人工林の針広混合
林化を促進することを目的に伐採率を
高くして行う伐採方法

79年頃

立木売
【主伐】



針広混交林化

分収造林契約終了

長伐期・非皆伐施業のメリット

- 1 森林の有する公益的機能が持続的に発揮されます。
- 2 分収造林契約終了後、土地所有者が再造林する必要がなく裸地化を防止できます。
- 3 間伐を繰り返し実施することにより、間伐販売収入の増加が期待できます。
- 4 小さな幹曲がり等の欠点が修正されることにより、材木の質が向上します。
- 5 大径木の収穫(材積の増加)が可能となり、収益性が向上します。
- 6 木材市況や需要動向に合わせ、有利な時期に木材販売が可能となります。
- 7 長期間、公社が管理することにより、土地の境界が保たれます。

公社造林地の公益的機能

1 水資源貯留機能

森林の土壌が、降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる機能を持っている。また、雨水が森林土壌を通過することにより、水質が浄化される。

公社造林地の水資源貯留機能を試算すると、年間約78,000千 m^3 の水を蓄えることとなり、これは裸地に比較して、約56,000千 m^3 多い値となる。

56,000千 m^3 の水は…

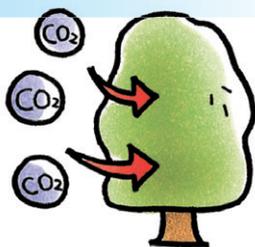
- 約25万世帯の年間水道使用量(県全世帯の約35%)
- 東京ドーム約45杯分
- 大川ダムの有効貯水量の約1.3倍



2 二酸化炭素吸収

森林は光合成により二酸化炭素を吸収し、炭素を固定して、地球の温暖化防止に重要な役割を果たしている。

公社造林地の二酸化炭素吸収量を試算すると、年間約124千トンとなる。



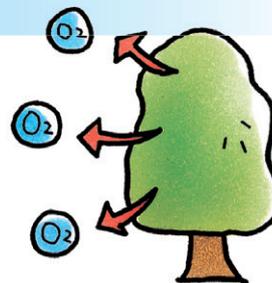
124千トンの二酸化炭素は…

- 人間が1年間で呼吸により排出する二酸化炭素の約60万人分
- 一般家庭の乗用車が1年間に排出する二酸化炭素の約54千台分

3 酸素供給

森林は光合成により二酸化炭素を吸収し、人間が生活する上で欠かすことのできない酸素を供給している。

公社造林地の酸素供給量を試算すると、年間約90千トンとなる。



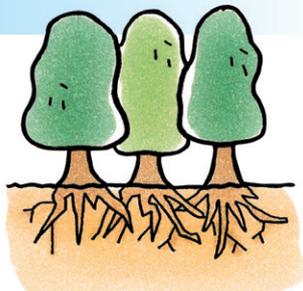
90千トンの酸素は…

- 人間が1年間で呼吸により吸収する酸素の約48万人分

4 土砂崩壊防止機能

森林の下層植生や落枝落葉が地表の浸食を抑制するとともに、森林の樹林が根を張り巡らすことにより土砂の崩壊・流出を防いでいる。

公社造林地の土砂崩壊防止機能を試算すると、裸地に比較して、1年間で58haの土砂崩壊を防止していることになる。



58haの面積は…

- 東京ドームの面積の約12倍

5 土砂流出防止機能

公社造林地の土砂流出防止機能を試算すると、裸地に比較して、1年間で約421万 m^3 の土砂流出を防止していることになる。



421万 m^3 の土砂は…

- 東京ドーム約3.4杯分

1 分収割合変更及び契約期間延長のお願い

当会社においては、分収割合変更と契約期間延長について、合わせてお願いしております。

区 分	変更内容	概 要
分収割合変更	原契約の分収割合「公社 6：契約者 4」を「公社 8：契約者 2」へ変更する。	当会社としてもこれまで管理経費の削減等に努めてまいりましたが、公社の更なる経営改善のため、分収割合の変更をお願いするものです。
契約期間延長	原契約の契約期間 50、60 年をそれぞれ 80、90 年に延長する。	天然更新による針広混交林化が図られることから、土地所有者の方が行う再造林の必要がなくなります。また、間伐の回数が増えることにより、間伐販売収入の増加が期待できます。

2 契約者情報の変更届出のお願い

下記に該当する方は、当会社あてに連絡をいただきますようお願いいたします。

契約締結から相当な期間が経過していることから、近年、契約者が不明になっている事案が増加しております。

契約者又は継承人の方からの変更の届出がなければ、契約者不明により、分収金をお支払いする際に支障が生じる場合がございます。皆様の御協力をお願いいたします。

区 分	内 容	契約書の条文
造林地の処分	契約地を処分（売買・贈与）しようとする場合	第 28 条
土地所有者の報告義務	<ul style="list-style-type: none"> ・引っ越しなどにより、住所や電話番号などの連絡先が変わった場合 ・名称又は代表者が変わった場合（会社や組合等で契約している場合） ・定款が変更になった場合（会社や組合等で契約している場合） ・契約者の方がお亡くなりになられた場合又は行為能力に変動があった場合 	第 29 条

連絡先

会津地域以外の土地について、契約されている方 …… 本社 (024-523-4667)

会津地域の土地について、契約されている方 …… 会津事業所 (0242-79-1020)